○農林水産省告示第千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町寺谷字孫八谷二五、字桑谷一四二〇の一、一四二一の一、字清水谷一五三三（次の図に示す部分に限る。）、一五四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県福山市新市町大字金丸三四二九の一、三四二九の二、三四八九の一から三四八九の三まで、三四九〇の一、廿日市市玖島字城之岡山一六〇三、一六〇四、吉和字石原茅谷溝ケ休一一九一の二六七、一一九一の二七九、山県郡北広島町今吉田字加我等一二四六、一二五〇の二、一二六九、一二七三、一二七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新市町大字金丸三四二九の一・三四八九の二・三四八九の三・三四九〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三四二九の二、字城之岡山一六〇三・一六〇四・字石原茅谷溝ケ休一一九一の二六七・一一九一の二七九・字加我等一二四六・一二五〇の二・一二六九・一二七三・一二七四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町三河内字越原山三二三二の二六から三二三二の二八まで、三二三二の三〇から三二三二の三四まで、山県郡北広島町本地字長畑ケ一八六六の四四、一八六六の六四、一八六六の七〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字越原山三二三二の二六・三二三二の二七・三二三二の三〇・三二三二の三一・三二三二の三三・字長畑ケ一八六六の四四・一八六六の六四・一八六六の七〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに庄原市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字廣蔵六の一、六の四、六の六（次の図に示す部分に限る。）、四二、七三の一、七三の二、一〇七の一、一三四の一、一三四の三、字荒田五二九一、五二九四の一、五二九五の一、五二九九の一、五三〇三の二、五三〇六、五三二一、五三二六、五三三一の一、五三三四の一、五三三九の一、五三四二の一、五三四二の三、五三四三、五三四六、五三四七、五三四八の一、五三四八の二、五三五〇、五三五一の一、五三五二、五三六四、五三六五、五三六六の一、五三六六の二、五三六八、五三七五の一、五三七九、五三八九の一、五三九〇、五三九四、五三九六、五四〇一の一、五四〇一の五、五四〇二の一、五四〇三、五四〇四、五四〇五の一、五四〇五の三、五四一一、五四一七、五四二九の一、五四五三の二、五四五六の六、五四五六の七、五四六六、五四六七、五四六九、五四七〇、五四七二の一、五四七三の一、五四七四の一から五四七四の三まで、五四七五の一、五四七五の三、五四七六から五四七八まで、五四七九の一、五四八〇、五四八二の一、五四八三の一、五四八五の一、五四八五の五、五四八七の一、五四八七の三、五四八九、五四九一の三、五四九二、五四九三の一、五四九三の二、五四九四の一、五四九五、五五〇二の二、五五〇三、五五〇四、五五〇八、五五一一の一、五五一三の一、五五一三の二、五五一四、五五一六、五五一七、五五一八の三、五五一九、五五二一の一、五五二一の二、五五二四、五五二九の一、五五二九の二、五五三三、五五三七、五五四〇、五五四一、五五四九の二、五五五二の一、五五五三の二、五五五七の二、五五六〇の一、五五六〇の二、五五六一、五五六八、五五七六、五五七九、五五八〇、五五八五から五五八九まで、五五九二、五五九八、五六〇一の一、五六〇三、五六一一の一、五六一八、五六一九、字八十田五六二一、五六二三、五六二七の一、五六三二、五六三六、五六三八、五六三九の一、五六四〇、五六四一、五六四三の一から五六四三の三まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市内野字二分釜一九一六の一、一九一八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）